

## ふるさと納税ワンストップ特例制度についてのお知らせ

ふるさと納税をされた方が一定の条件を満たした場合に、簡素な手続で確定申告が原則不要になる制度です。

同封しました「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」（ワンストップ特例申請書）に必要事項を記入の上、送付していただきますと、福井県から、寄附金税額控除に必要な情報を住所地の市区町村に通知いたしますので、寄附金控除の確定申告は必要ありません。

### 1 ワンストップ特例制度を利用できる方

- ①勤務先で年末調整される給与所得者等で、確定申告を必要としないと見込まれる方
- ②ふるさと納税をされる自治体数が5つまでの方

（※①②の両方を満たす方は、別紙申請書の①②の口にレ点を記入してください。）

### 2 ワンストップ特例制度の申請方法

ワンストップ特例申請書を定住交流課へ送付してください。また、ワンストップ特例申請書を提出後、令和4年1月1日までの間に申請書の内容（電話番号を除く。）に変更があった場合は、「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」を令和4年1月11日までに定住交流課へ送付してください。（※申請書の送付に係る送料は、寄付者のご負担になります。）

### 3 ワンストップ特例申請書と一緒に提出が必要な書類

- ・ AまたはBのどちらかの書類をご提出ください。

Aの書類・・・マイナンバーカードの両面の写し

または、

Bの書類・・・番号通知カードの写しと運転免許証等※の写しの両方

※ 運転免許証、運転履歴証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書のいずれか

#### 【ご注意！】

提出書類がそろいませんと、ワンストップ特例制度による寄附金控除は受けられませんので、提出の際は十分にご確認ください。また、ワンストップ特例を申請した後に確定申告をする場合は、確定申告が優先され、ワンストップ特例申請は無効となります。（確定申告の際に、領収証明書をお忘れなく）

### 4 申請期限

令和4年1月11日まで（必着）

#### 【申請書の送付先】

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県庁交流文化部定住交流課

記入例

令和 3 年寄附分

市町村民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書

提出日を記入してください。

住所、氏名（フリガナ）、性別、電話番号、生年月日をすべて記入してください。

押印をしてください。

令和 3 年 5 月 10 日 福井県知事 殿		整理番号	
住所	〒123-4567	フリガナ	フクイ タロウ
	東京都千代田区〇〇〇〇1丁目	氏名	福井 太郎
電話番号	03-1234-5678	性別	男 <input checked="" type="radio"/> 女 <input type="radio"/>
		生年月日	明・大 昭 53・1・1 平・令

個人番号を記入してください。

福井印

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

寄附をした年月日と寄附金額を記入してください。

1. 当団体に対する

寄附年月日	寄附金額
令和 3 年 5 月 1 日	50,000 円

2. 申告の特例の適用に関する

確定申告および住民税申告の提出が不要な場合に限り、チェックをしてください。

申告の特例の適用を受けるための申請書の提出に当たって、下の欄の□にチェックをしてください。

②に該当する場合、それぞれ

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

①と②どちらも該当する場合のみ、ワンストップ特例の申請が可能です。

寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務が（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

寄附金を支出する年の翌年分の所得税の特例控除を受ける目的以外に、当該寄附金に係る確定申告書の提出を含む。）を要する者

寄附先が「5自治体」以下であると見込まれる場合のみチェックをしてください。（回数ではなく、寄附先の自治体数）

当該寄附金に係る確定申告書の提出を含む。）を要する者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

【ご注意ください！】

- ・確定申告をする方や6団体以上にワンストップ特例を申請する方などは、特例が適用されません。
- ・申請後にふるさと納税をした自治体が5団体を超えた場合は、申請がなかったものとみなされますので、確定申告をお忘れなく行ってください。

住所		受付日付印
氏名	殿	

何も記入しないでください。

受付団体名